

道の駅かさま飲食物提供小屋 貸出希望者募集要項

1. 目的

笠間市内に拠点を置き事業を行う者を対象とし、飲食物提供小屋を活用することにより、道の駅かさまのPR及び新ビジネスの創出を目的とする。

2. 貸出期間 1ヶ月～3か月

貸出開始後に下記参加資格を有さない事が確認できた場合は、貸出期間内であっても貸出を中止します。

3. 出店場所：道の駅かさま敷地内の道の駅かさまが指定する場所

4. 参加資格

- ・笠間市内に住所を有する個人又は事業者
- ・暴力団など反社会勢力と関係がないこと。
- ・上記目的を理解し施設全体の運営方針に協調し施設管理者からの要請等に協力できる方。
- ・他出店者及び業務関係者と協調、協力できる方。
- ・出店に伴うルール（別紙1）を順守できる方。
- ・笠間市内に住所を有する個人又は事業者。
- ・積極的に笠間市内の食材等を使用し販売すること。
- ・食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する方。
- ・食品営業賠償保険（PL 保険）等に参加していること。
- ・会社更生法に基づき更生手続きの申立及び再生手続き開始の申立てがなされている法人等でないこと。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）でないこと。
- ・申し込み業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けていないこと。

5. 仕様等

- ・建築様式：木造

小屋 A 棟＝面積：5. 4 6 m²

小屋 B 棟＝面積：4. 7 2 5 m²

6. 月額施設使用料（①＋②＋③＋④）

月額施設使用料は①固定費＋②売上歩合＋③繁忙期管理費＋④その他経費の合計額と合計額の消費税で算出します。月単位で翌月末までにお支払いいただきます。

◆小屋 A 棟

①固定費 40,000 円

②売上歩合：月：売上×15%

③繁忙期管理費 10,000 円（9月～11月の期間のみ）

（9月～11月は通常期以上に誘導員人件費等のコストを要す為、繁忙期管理費を加算します。）

④その他経費

- ・エアレジ使用料 3,000 円
- ・電気代（実費）、水道代 100 円/1 日）は別途請求。

◆小屋 B 棟（栗の形をした小屋）

①固定費 60,000 円

②売上歩合：月：売上×15%

③繁忙期管理費 10,000 円（9 月～11 月の期間のみ）

（9 月～11 月は通常期以上に誘導員人件費等のコストを要す為、繁忙期管理費を加算します。）

④その他経費

- ・エアレジ使用料 3,000 円
- ・電気代（実費）、水道代 100 円/1 日）は別途請求。

※小屋 A 棟 B 棟（栗小屋）共通の施設使用料固定費減額制度

土日祝日は全日営業（悪天候は考慮）、かつ 1 日 5 時間以上かつ月に 15 日以上営業した月は上記の月額施設使用料①固定費のみを 50%減額します。

※その他：賃借人側都合により施設管理者が小屋を移動する場合、有料となります。

7. 申込締切 令和 7 年 8 月 31 日（日）午後 5 時

8. 提出先

株式会社道の駅笠間・総務グループ
〒309-1621 笠間市手越 22 番地 1

9. 提出方法

メールまたは郵送もしくは持参（持参は 8 月 31 日午後 5 時まで。メール及び郵送は 8 月 31 日到着分まで受付）

10. 提出書類

- ・調理師免許又は食品衛生責任者証の写
 - ・小屋販売が保険の対象となった PL（生産物賠償責任）保険加入状況がわかる書類写
（PL 保険未加入の方は小屋貸出決定後に PL 保険に加入し、営業開始前までに契約内容、保険の保障内容がわかる書類の写しをご提出下さい。）
 - ・飲食物提供小屋使用許可申請書
 - ・誓約書
 - ・定款又は商業登記簿謄本（コピー可）
 - ・決算報告書又は財務諸表（コピー可）
 - ・会社案内（事業内容が確認できるパンフレット等）
 - ・販売メニュー一覧
 - ・その他、当社が指定した資料
- 以上